

「布団のクーリングオフ」

【事例】「布団の点検で」と業者が訪ねてきました。敷布団を勧められ、曖昧に答えたたら業者が和室に布団を敷きました。20万円を請求され、高額なので最初は断りましたが、「敷いてしまったので」と食い下がられ、契約書に署名しました。

布団を使用したら、返品できないのでしょうか。

【回答】契約書を受け取った日を含む8日以内であれば、クーリングオフができます。

布団は使用していてもそのまま返せばよく、業者は受け取った代金を返金しなければなりません。

業者が布団の点検やクリーニングに訪問してくる度に、次々と契約をしてしまったという高齢者からの相談もあります。

(2020.09.15 広報まえばし掲載)